

## 内閣法制局設置法の改正について

### ●趣旨

内閣法制局を法的に「中立」とするための法改正

### ●内容

(内閣法制局)

第 条 内閣の所轄の下に内閣法制局を置く。

(法制局長官)

第 条 内閣法制局長官は、内閣法制局長官とする。

2 内閣法制局長官は、人格が高潔で、法に関する専門知識を有し、民主的な行政に理解がある者の中から両議院の同意を経て、内閣が、これを任命する。

### ●考え方

- ・政府と官僚機構が主権者国民に対して法（憲法と法律）を誠実に執行することを確保するための仕組みである。
- ・今回の横畠法制局長官発言事件で、「立場を逸脱した不適切なもの」と横畠氏自ら述べており、法制局長官の任命要件を明文で規定するのが良いと判断した。今回のような発言があれば、当然「欠格」となる。
- ・内閣法制局は、従来「法の番人」として政治的中立を重視する運営が求められてきたことから、人事院（国家公務員法）にならった法的位置づけにした。
- ・国民主権の下、国権の最高機関の国会がつくる議院内閣制にふさわしい「法の番人」が実現できる。